

様

堺市長



堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 堺市さかい保育士修学支援事業補助金（修学支援金）について、堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付要綱10の規定に基づき、以下のとおり交付することを決定したので、通知します。

交付決定額

円

1 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に所在する民間の保育施設等に保育士等として勤務を開始したときは、採用（予定）証明書（様式第4号）又はそのことが確認できる書類を提出すること。
- (2) 保育士証が交付された際は、その写しを提出すること。
- (3) 保育施設等における勤務状況について、勤務開始日から起算して、1年、2年及び3年経過後に、従事期間証明書（様式第5号）により市長に報告すること。
- (4) 堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付要綱8の規定により提出した交付申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更内容及びその理由を届出内容等変更報告書（様式第6号）により市長に提出すること。
- (5) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）及び堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (6) 本市の求めに応じて、本補助金に係る必要事項を報告し、又は必要書類を提出すること。